

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成24年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 業務概要

(1) 業務名 鳥取県森林GIS再構築業務

(2) 業務の目的

森林簿、森林計画図等の森林資源情報、法的規制、施業履歴、林道路網などの様々な森林・林業に関するデータを一元的かつ継続的に管理し、森林計画、造林、林道、保安林、県営林等の各種業務の効率化を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容

現行の鳥取県森林GISを十分理解し、業務分析を行った上で、本システムに関する全体計画、システム構成・機能・性能、ソフトウェア、ハードウェア、既存システムからのデータ移行、セキュリティ機能、処理設計、帳票の内容、保守・運用・管理等について検討し、基本設計、詳細設計及びシステム開発を行うものであり、その詳細は「鳥取県森林GIS再構築業務に係る公募型プロポーザル企画提案説明書」（以下「企画提案説明書」という。）及び「鳥取県森林GIS再構築業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 納入場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部森林・林業総室

(5) 履行期間

契約の日から平成25年3月29日（金）まで

(6) 予算額 20,949千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

なお、予算額には、次年度以降の保守・運用経費を含めない。

2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録されている者であること。

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年7月31日（火）午後5時までに6の(2)の場所に提出すること。

ウ 平成24年7月24日（火）から同年8月24日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと。

エ 平成24年7月24日（火）から同年8月24日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（当該申立てが行われた日から企画提案書の提出期限までの間に改めて入札参加資格を付与されている者を除く。）でないこと。

オ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制が構築できること。

カ この公募型プロポーザルに共同企業体の構成員として参加していないこと。

キ 本業務の実施に当たって、次のいずれかの資格を有する者を配置できること。

(ア) 技術士（総合技術監理部門（森林）又は森林部門について、技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士をいう。）

(イ) 技術士補（森林部門について、技術士法第2条第2項に規定する技術士補をいう。）

(ウ) 森林情報士（一般社団法人日本森林技術協会の実施する森林情報士養成研修のうち森林GIS部門（1級）の研修を受講し、かつ、同協会の森林情報士登録者名簿に登録された者をいう。）

(エ) R C C M（一般社団法人建設コンサルタンツ協会が行うR C C M資格試験（森林土木部門）に合格し、かつ、同協会のR C C M登録簿に登録され、登録証書を交付された者をいう。）

(オ) 林業普及指導員（森林法（昭和26年法律第249号）第187条に規定する者をいう。）

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が2の(1)のア及びウからオまでの全てに該当すること。

イ 本業務の実施に当たって、構成員のうち、いずれかの者が2の(1)のキのいずれかの資格を有する者を配置できること。

ウ 構成員のうち、いずれかの者が競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録されていること。

なお、構成員のうち、いずれの者も当該資格区分に登録されていないときは、競争入札参加資格の審査の申請書類を平成24年7月31日（火）午後5時までに6の(2)の場所に提出すること。

エ 2名以上の者により自主的に結成されたものであること。

オ 各構成員が、この公募型プロポーザルに単独で又は他の共同企業体の構成員として参加していないこと。

カ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

キ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

ク 次の事項を定めた共同企業体の結成に係る協定を締結していること。

- ・目的
- ・共同企業体の名称
- ・構成員の名称及び所在地
- ・代表者の名称
- ・代表者の権限
- ・構成員の出資比率
- ・構成員の責任
- ・取引金融機関
- ・業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- ・業務履行中における構成員の破産及び解散に対する措置
- ・解散後の瑕疵担保責任
- ・その他必要な事項

3 参加表明書等の審査

(1) この公募型プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案説明書に基づき参加表明書その他必要となる書類（以下「参加表明書等」という。）を平成24年7月24日（火）から同月31日（火）までの各日（日曜日及び土曜日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間に6の(1)の担当部局に提出すること。

(2) (1)により提出された参加表明書等を審査した結果、2の参加資格を有していないと判断された者については、企画提案書の提出を受け付けないものとする。この場合、その者に対しては、平成24年8月3日（金）までにその旨を通知する。

4 企画提案書の評価

(1) 参加表明書等を提出した者のうち3の(2)の後段の通知を受けなかったものは、企画提案説明書に基づ

き、企画提案書を平成24年8月3日（金）から同月24日（金）までの各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に6の（1）の担当部局に提出すること。

- （2）（1）により提出された企画提案書は、鳥取県森林GIS再構築企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）において策定された評価項目、評価基準及び評価方法に基づき、各委員が評価を行う。

なお、評価委員会は、学識経験者2名及び林業関係職員3名で構成する。また、評価基準、評価方法の詳細及び評価委員会の委員は公表しない。

- （3）企画提案書の提出後に2の参加資格を有しないことが判明した者及び次に該当する企画提案書を提出した者は、失格とする。

なお、失格者には、速やかにその旨を通知する。

ア 企画提案説明書及び仕様書の規定に適合しないもの

イ 企画提案説明書の必須項目が明示的に記述されていないもの

- （4）企画提案書を提出した者のうち、失格者以外のものに対して、ヒアリング及び評価委員会に対するプレゼンテーション（以下「ヒアリング等」という。）を行う。その日程等は、後日通知する。

なお、そのヒアリング等では追加資料を認めず、欠席した者は、失格とする。

5 最優秀提案者等の選定及び通知

- （1）評価委員会の評価で最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定するものとし、その結果を選定された最優秀提案者に通知する。

- （2）最優秀提案者以外の企画提案者についても、評価委員会の評価得点により順位を付し、当該得点及び順位をそれぞれに通知する。

6 担当部局等

（1）担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部森林・林業総室

電話番号 0857-26-7301

ファクシミリ 0857-26-8192

電子メールアドレス shinrinringyo@pref.tottori.jp

（2）入札参加資格の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

（3）企画提案説明書等の交付

企画提案説明書その他の資料は、平成24年7月24日（火）午後1時からインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99916>）から入手するものとする。

（4）参加表明書、企画提案書等の提出方法

参加表明書、企画提案書その他この公募型プロポーザルに関して県に提出する書類（以下「提出書類」という。）は、持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の担当部局に提出すること。

なお、送付による申込みは、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

7 その他

- （1）参加表明書が提出されることをもって、提出者にこの公募型プロポーザルに参加する意思があるものとみなす。

- （2）提出書類は、返却しない。

- （3）業務内容に関する説明会は、行わない。

- (4) 提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、県は、提出者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。
- (5) この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、全て参加者の負担とする。